資料４

令和７年４月１９日

区　　長　様

守谷市社会福祉協議会
会　　長　松丸　修久
（公　印　省　略）

守谷市社会福祉協議会事業への協力について（ご依頼）

本会事業推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。
さて、今年度の下記事業等について、何かとご多忙とは存じますが、何卒ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

月　　日	配　布　先	内　　容
令和７年　４月１０日 ７月１０日 １０月１０日 令和８年　１月１０日 （年４回広報発行日）	区　長（班長） （各戸配布）	社協だより 「きみをおもう」

月　　日	配　布　先	内　　容
令和７年　５月１０日 （広報 MORIYA 発行日）	区　　長（班長） （回　　覧）	社協会員募集 社協会費について
１０月１０日 （広報 MORIYA 発行日）	区　　長（班長） （各　戸・回　覧）	赤い羽根共同募金について チラシ 歳末助け合い募金について

○社会福祉事業推進のために社協会員募集、各種募金運動（裏面参照ください）
・社会福祉協議会会員募集　　５月１日　～　６月３０日
・赤い羽根共同募金強化運動　１０月１日　～　１０月３１日
・歳末たすけあい募金強化運動　１２月１日　～　１２月３１日
※各種強化月間・募集期間がございますが、通年を通し受付しております。
※また、地域福祉活動に伴う臨時で発行する文章等の配布についても、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

市内社会福祉事業等へのご協力のお願い

町内会・自治会のみなさまには、日頃より本会事業推進につきまして、ご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。毎年、ご協力いただいております会費や寄付金は、下記のとおり様々な福祉に活用させていただいております。 今年もみなさまのご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

受付窓口	名称／募集元	時期	金額	目的	使途
守谷市社会福祉協議会	**社会福祉協議会 会員募集** 守谷市社会福祉協議会	通年 5月:強化月間 （資料等については、5/10の広報MORIYA配布時に配布予定）	一般会員　500円/世帯 特別会員 1,000円/世帯	・市内地域福祉活動事業費として	・ひとり親福祉、障がい児者福祉、ボランティア活動育成、地区福祉活動育成、各種相談、福祉活動広報・啓発事業等
	赤い羽根共同募金 茨城県共同募金会 守谷市共同募金委員会 （守谷市社会福祉協議会内）	通年 10月:強化月間 （資料等については、10/10の広報MORIYA配布時に配布予定）	500円/世帯（目安）	・県全域の社会福祉施設や団体等に助成 ・市町村区域では、障がい者、高齢者、児童、ひとり親などを支援する活動に助成	・茨城県内の福祉団体活動費、施設整備費、緊急災害配分等 ・守谷市内の在宅者福祉事業費（高齢者福祉事業費、障がい児者福祉事業費、児童・ひとり親・青少年福祉事業費、低所得者福祉事業費、地域福祉事業費）
	歳末たすけあい募金 茨城県共同募金会 守谷市共同募金委員会 （守谷市社会福祉協議会内）	通年 12月強化月間 （資料等については、10/10の広報MORIYA配布時に配布予定）	200円/世帯(目安)	・地域の援助や支援を必要とする方に贈呈 ・生活困窮世帯への支援として	・ひとり暮らし高齢者、在宅重度心身障がい児者、準要保護家庭、交通遺児を対象として配分贈呈 ・助け合い・支え合い活動応援支援 ・生活困窮世帯支援事業費
守谷市役所社会福祉課	赤十字活動資金 日本赤十字社茨城県支部	通　年 5月:強化月間 （資料等については、5/10の広報MORIYA配布時に配布予定）	社員:500円/世帯(目安)	・活動資金として	・災害救護活動 ・講習会・指導員派遣 ・献血募集活動 ・地区日赤への交付金を通して災害時資材購入

守谷市社会福祉協議会(社協)事業のご案内

みんなでしあわせになるために

だれかとつながる幸せづくり

社会福祉法人

守谷市社会福祉協議会

MORIYA CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

○目　次

◇社会福祉協議会とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　○社会福祉協議会会員・会費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　○広報活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

◇主な事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　高齢者の方へのサービス・事業　・・・・・・・・・・・・・・３
　　○ふれあい電話訪問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　○元気わくわくスポーツ大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　○訪問介護/介護予防・日常生活支援総合事業　・・・・・・・・・３
　　○地域交流事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　　○スロープ付福祉車両の貸出し　・・・・・・・・・・・・・・・・４
　　○車いすの貸出し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　　○生きがい活動支援通所事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　２　障がい者の方へのサービス・事業　・・・・・・・・・・・・・６
　　○買ってNet！バザール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　○障がい福祉サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　○地域交流事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

　３　子ども・子育て中の方へのサービス・事業　・・・・・・・・・７
　　○新生児誕生祝品贈呈事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　○新入児童入学祝贈呈事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　○ひとり親家庭　小・中学校入学祝　・・・・・・・・・・・・・７
　　○要保護・準要保護家庭　小・中学校入学祝　・・・・・・・・・７
　　○地域交流事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　○多胎妊産婦サポート事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　○子育て世帯訪問支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

　４　相談・生活支援サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　○ふくしの総合相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　○年金・労務相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　○地域ケアシステム推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　○生活福祉資金貸付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　○もりやもぐもぐ応援パントリー　・・・・・・・・・・・・・・１０
　　○ほほえみサービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　○フードバンク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

〇地域食堂への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
〇日常生活自立支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
〇家計改善支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

５　ボランティアセンター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
〇ボランティア運営機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
〇ボランティア団体活動助成、相談支援　・・・・・・・・・・・・１４
〇ボランティア登録推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
〇ボランティア育成講座開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
〇ボランティア講座　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
〇ボランティア活動保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
〇ボランティア行事用保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
〇ボランティアのニーズ把握・調査・推進・・・・・・・・・・・・１５
〇小・中学校等福祉教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
〇善意銀行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
〇食の支援 フードバンク「きずな BOX」　・・・・・・・・・・１７
〇ご不要になった入れ歯（貴金属）のリサイクル　・・・・・・１７

６　災害ボランティアセンター
〇災害時の備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
７　共同募金運動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
〇赤い羽根共同募金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
〇小・中・高校福祉教育担当者研修事業　・・・・・・・・・・・・２０
〇歳末たすけあい募金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
〇歳末たすけあい配分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
〇火災見舞金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
〇災害義援金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

８　地域課題の解決に向けて
〇生活支援コーディネーター　・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

９　地域福祉活動計画事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
〇第３期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（抜粋）　・・２３

◇社会福祉協議会とは

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会（**略称：社協**）は，住みなれたこのまちで、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、市民をはじめ，福祉・保健・医療・教育などの各関係者、行政等さまざまな機関と協力し、社会福祉法に基づき、設置された地域福祉活動を進める福祉団体です。

○設　立

昭和４５年７月　１日	守谷町社会福祉協議会を設立
昭和４８年３月１４日	社会福祉法人として厚生大臣認可
昭和４８年４月１１日	社会福祉法人登記
平成１４年３月１３日	守谷市社会福祉協議会として名称変更

○組　織

会長　１名／副会長　２名／理事　１５名／評議員　３１名／会員（市民）

○支　部

市内に旧町村単位をエリアとする６支部を設置し、支部長、副支部長会計、監事、福祉協力員をおいて支部内の小地域福祉活動を推進しています。

○財　源

会員の会費、市からの補助金および委託金、共同募金会からの地域配分金（地域福祉活動費・歳末たすけあい事業費）等を財源として、各事業を行っています。

守谷市社会福祉協議会　事務局

〒３０２−0116
守谷市大柏９５４−３
いきいきプラザ・げんき館内

ＴＥＬ　０２９７−４５−００８８
ＦＡＸ　０２９７−４８−５５５４
メール　shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp
時　　間　午前８時３０分～午後５時１５分（月～金曜日）

○社会福祉協議会会員・会費

　守谷市社会福祉協議会では、市民一人ひとり、子どもから高齢者まで、すべての人が住みなれたところで**「安心して暮らせる福祉のまちづくり」**の一員になっていただきたく、下記の会員会費を全戸にお願いしております。
　社会福祉協議会で展開しております**福祉事業の原資**となっておりますので、ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

□一般・特別会員会費募集期間：５月１日～６月３０日
　・一般会員　　会費（年額）　　５００円
　・特別会員※　会費（年額）　１,０００円
　　（※特に当会にご協力いただける方に一般会員会費２口を
　　お願いしています。）
□法人会員会費募集期間：６月１日～
　・法人会員　　会費（年額）　２,０００円以上

○広報活動

□年４回「社協だより」を発行し，全戸配布しています。
　　発行日：４月・７月・１０月・１月の各１０日（市広報発行日）

□ホームページ
　・アドレス：
　　http://www.moriya-shakyo.com

☜ホームページ

□SNS
　・X(旧 Twitter)　https://x.com/moriyasishakyo
　・Instagram　https://www.instagram.com/moriyasishakyo/?hl=ja

◇主な事業

１　高齢者の方へのサービス・事業

〇ふれあい電話訪問

６５歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯のみなさんに、電話を通じてお話させていただき、孤独感やご不安等の解消を図るため、傾聴ボランティアによる「ふれあい電話訪問事業（無料）」を実施しています（第１・第３火曜日及び第２・第４水曜日の午後１時～午後３時）。ご利用を希望される方は、直接、社会福祉協議会事務局☎45-0088までご連絡ください。

〇元気わくわくスポーツ大会

生きがい活動・健康づくり・体力の保持増進を図ることを目的としてスポーツ大会を実施しています。種目はゲートボール、ペタンク、輪投げ、グラウンドゴルフです。なお、この大会は「いばらきねんりんスポーツ大会」の予選会に位置づけられており、この大会の成績上位者については、県大会に出場することになります。実施時期は毎年５月中旬から６月上旬頃です。

〇訪問介護　／　介護予防・日常生活支援総合事業
（守谷市社協ヘルパーステーション）

要介護（要支援）と認定された方のご自宅にヘルパーが訪問し、可能な限り自宅で、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように、生活全般にわたる下記の訪問介護サービスを提供します。

① 身体介助・・・入浴・排泄・食事など
② 生活援助・・・調理・洗濯・掃除・買物など
③ 生活等に関する相談及び助言など

これらのサービスを訪問介護計画（ケアプラン）に沿って行います。また、要介護者には身体介護や生活援助、要支援者には、生活援助の介護予防訪問介護サービスも提供します。

○地域交流事業

市内小地域で地域交流等の事業を開催し、地域のつながりを創ります。地域の特性を活かした活動を推進し、地域住民及び、福祉団体・関係機関等と連携・協力し交流の場を広げていきます。
支部社協、まちづくり協議会と連携し活動参加へのきっかけづくりや、新たな地域福祉活動を支援します。

○スロープ付福祉車両の貸出

市内居住の歩行困難な高齢者や障がい者等とその家族を利用対象者とし、福祉車両の貸出を行っています。

利用料は無料です。ただし、走行に要する燃料等については、利用者負担になります。

利用については、車両利用希望日の２ケ月前から５日前までに事前に電話で予約状況をご確認の上、車両借用申請書を提出してください。

利用時間は、平日の午前８時 30 分から午後５時までです。（原則１日，応相談）

○車いすの貸出し

突然のケガや病気、旅行や外出などで、車いすを一時的に必要になった場合に無料で貸出ししています。
事前に電話で在庫を確認の上、借用申請書を提出して下さい。（基本１週間以内，最大で１ケ月）

↑自走型

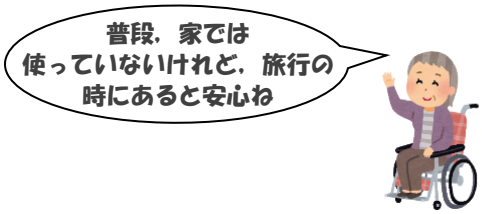

↑介助型

※申請書は，ホームページよりダウンロードできます。

○生きがい活動支援通所事業

生きがい活動支援通所事業とは、特定高齢者のための通所型介護予防事業です。体操や趣味活動に取り組み、生きがいや社会参加意欲を高めます。

【対象者】

守谷市内にお住まいの６５歳以上の方で、下肢の筋力低下等があり、通所による介護予防が必要と認められる方（申請が必要となります。）

【内容】

いつまでも健康で、いきいきと楽しく過ごすことが出来るように、健康維持や新しい出会いを支援する事業です。

【利用料】

無料（但し、昼食代や活動、材料費は実費負担です。）

【開催日】

毎週月曜日から金曜日　午前１０時から午後３時　（週１回）

【場所】

いきいきプラザ・げんき館

【問合せ・申請】

守谷市　健幸長寿課　電話４５－１１１１

その他の関連する事業

○地域ケアシステム推進事業　→　相談・生活支援サービス　P9 参照
○ふくしの総合相談　→　相談・生活支援サービス　P9 参照
○生活福祉資金貸付　→　相談・生活支援サービスＰ１０参照
○ほほえみサービス　→　相談・生活支援サービスＰ１１参照
○日常生活自立支援事業　→　相談・生活支援サービスＰ１２参照

２　障がい者の方へのサービス・事業

○買ってNet！バザール

イオンタウン守谷を会場に近隣の障がい児・者団体や施設等が参加して、入所・通所者などが日々作製した手作り品や野菜、食品などの販売、施設や活動紹介などを目的に福祉バザーを開催しています。

○障がい福祉サービス（守谷市社協ヘルパーステーション）

障害者総合支援法に基づき、障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごすことができるように、下記のサービスを提供しています。

① 居　宅　介　護・・・自宅において、入浴・排泄・食事介助等の身体介護、調理及び掃除等の家事援助などを行います。

② 同　行　援　護・・・重度の視覚障がい者が外出する際、移動に伴う援護や視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。

○地域交流事業

パラスポーツ体験や音楽を通して、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる交流会等を開催します。

その他の関連する事業

○スロープ付福祉車両の貸出　→　高齢者の方へのサービス　P4 参照
○車いすの貸出　→　高齢者の方へのサービス　P4 参照
○地域ケアシステム推進事業　→　相談・生活支援サービス　P9 参照
○ふくしの総合相談　→　相談・生活支援サービス　P9 参照
○生活福祉資金貸付　→　相談・生活支援サービス P10 参照
○ほほえみサービス　→　相談・生活支援サービス P11 参照
○日常生活自立支援事業　→　相談・生活支援サービス P12 参照

３　子ども・子育て中の方へのサービス・事業

〇新生児誕生祝品贈呈事業

お子さんが新しく産まれた世帯を対象に、乳幼児用歯ブラシを贈呈しています。贈呈につきましては、母子保健推進員が、健康診断時にお渡ししています。

〇新入児童入学祝贈呈事業

市内の小学校へ入学する児童を対象に、入学祝い品として、学習ノートを贈呈しています。

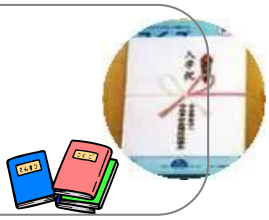

〇ひとり親家庭　小・中学校卒業祝

ひとり親家庭を対象に、お子さんの小学校卒業、また中学校卒業時にお祝い金を贈呈しています。
申請が必要となりますので、ご注意下さい。実施時期につきましては、１月発行の社協だより又はホームページをご覧下さい。

〇要保護（生活保護受給）・準要保護家庭（就学援助受給）小・中学校卒業祝

要保護（生活保護受給）・準要保護家庭（就学援助受給）を対象に、お子さんの小学校卒業、また中学校卒業時にお祝い金を贈呈しております。
申請が必要となりますので、ご注意下さい。実施時期につきましては、１月発行の社協だより又はホームページをご覧下さい。

〇地域交流事業

パラスポーツ体験や音楽を通して、誰もが楽しめる交流会等を企画し開催します。

〇多胎妊産婦等サポート事業（守谷市社協ヘルパーステーション）

多胎のお子さんを妊娠、養育している保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、ご家庭にホームヘルパーが訪問し家事支援を行います。

【支援対象者】

多胎妊婦（3 歳の誕生日前日までの多胎児を養育しているご家庭）

【内容】

① 家事介助・・・自宅において、調理・衣類の洗濯・買い物・掃除等の家事を支援します。

② 外出補助・・・健診等の付添　※移動方法については要相談

【利用料金】

1 時間あたり 300 円（生活保護受給世帯及び非課税世帯は無料）

【問合せ・申請】

おやこ保健課（保健センター）

電話４８－６０００

〇子育て世帯訪問支援事業（守谷市社協ヘルパーステーション）

家事及び育児に対して不安や負担を抱えた子育て世帯に対し、家事及び育児の支援を行い、家庭環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的にご家庭にホームヘルパーが訪問します。

【問合せ・申請】

のびのび子育て課　　電話４５－１１１１（代表）

その他の関連する事業

〇地域ケアシステム推進事業　→　相談・生活支援サービス　P9 参照

〇生活困窮世帯支援事業　→　相談・生活支援サービス P10 参照

〇ほほえみサービス　→　相談・生活支援サービス P11 参照

４　相談・生活支援サービス

○ふくしの総合相談

障がい者、高齢者等へのサービスなど、ふくし全般のことについて、社協職員や社会福祉士等が毎日ご相談をお受けします。

○年金・労務相談

厚生年金や障害年金のこと、社会保険、雇用に関することなど社会保険労務士がご相談をお受けします。

相談日については毎月第２月曜日午後２時から４時までで、会場はいきいきプラザ・げんき館です。

この相談は前週の金曜日までに予約が必要となりますので、事前に社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

○地域ケアシステム推進事業

地域で援護を必要とする高齢者や障がい者等とその家族一人ひとりのために，住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう地域住民や地区民生委員，保健・医療・福祉の関係者が連携をとり，地域全体で総合的かつ効率的に各種サービスを提供し，支援していく事業です。

○生活福祉資金貸付

① 生活福祉資金　（茨城県社会福祉協議会）

　市社協が窓口となり、低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯の方々の経済的自立と安定した生活が送れるよう資金の貸付を行っています。貸付には、総合支援資金・福祉資金・緊急小口資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金などがあり、貸付条件、限度額などは貸付種類により異なります。

② 小口資金貸付（守谷市社会福祉協議会）

　市内に居住する低所得者世帯、障がい者の世帯で緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、緊急で資金を必要とする方に対して短期の貸付を行っています。

対　象　市内に３ケ月以上住んでいる方で、65 歳以下の方。
　　ただし，連帯保証人１名を必要とします。
限度額　５万円（無利子）
償　還　償還期間は１年以内となります。

助成事業

生活困窮世帯支援事業

○もりや もぐもぐ 応援パントリー
（守谷ライオンズクラブ・守谷市商工会共催）

　ひとり親世帯をはじめ子育て生活困窮世帯に対し、食料品や日用品等の寄付を活用し、学校の長期休暇時（夏休み・冬休み）に希望する世帯へ配布しています。

○フードバンク事業

　生活困窮者世帯へ食料品等の現物援助を行っています。

○「みんなの食堂ネットワーク」を通した地域食堂への支援

　市民の皆様から頂いた食材の寄付を地域食堂で使用し、善意の橋渡しをお願いしています。

○ほほえみサービス

（在宅福祉サービスセンター：守谷市社会福祉協議会内）

ほほえみサービスとは、高齢者や身体の不自由な方、産前産後の方の日常生活上の負担を少しでも軽くするため、“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有償福祉サービスです。

□会員とは

【利用会員】

市内にお住まいの 65 歳以上の方、身体に障がいをお持ちの方、産前産後の方（その他，本会が適当と認めた方）

【協力会員】

家事援助等のサービスをして下さる方

（年齢・性別・資格などは問いません。

自分のできることを、できる時間で活動してもらいます。）

□サービスの内容

① 食事の支度
② 衣類の洗濯等
③ 住居等の掃除，整理整頓
④ 生活必需品等の買い物
⑤ 通院及び外出の付き添い
⑥ 話し相手
⑦ その他軽易な身の回りの家事

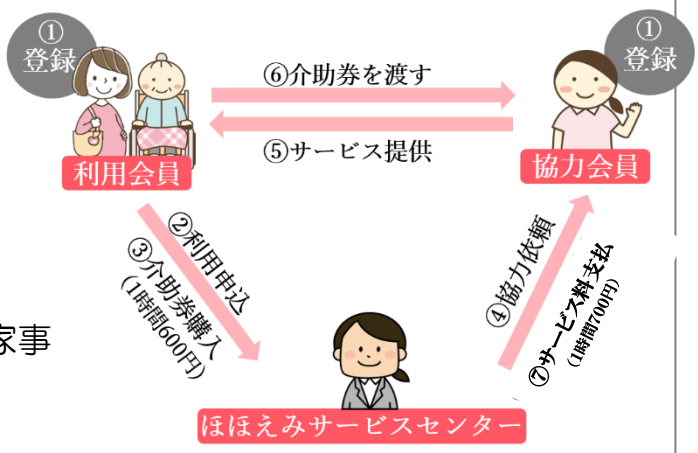

□サービスの利用方法

【会員になるには】

利用会員・協力会員ともに事前に申込書による登録が必要です。

【利用するには】

登録後、利用したい日時・内容をサービスセンター（守谷市社会福祉協議会）に申込んでいただき、コーディネーターが調整したのち、サービスセンターで介助券（1 時間あたり 600 円）を購入いただき、協力会員を派遣します。

□その他

【利用時間】 原則として、平日午前８時３０分～午後５時１５分

（年末年始・祝日は除く）

活動に伴う交通費、材料費等は利用会員の実費負担となります。

○共同募金歳末たすけあい募金より協力会員のサービス料金の一部を助成しています。

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者，精神障がい者の方などで、判断能力が不十分な方、かつ親族等の援助が得られない方に対して、下記のサービスを行い、日常生活を支援する事業です。利用者本人との契約によりサービスの提供が行われます。

【サービスの内容】

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的な金銭管理サービス
- 書類などの預かりサービス

【利用するには】

① 相談：社会福祉協議会へご相談ください。
② 訪問・調査：専門員がお話をお伺いします。
③ 契約書・支援計画の作成
：ご本人の希望を聞き，お手伝いする内容を作成します。
④ 契約：本人の意向を再確認し間違いが無ければ契約を結びます。
ご本人・市社協・県社協の三者で契約を結びます。
⑤ サービス開始：生活支援員がお手伝いします。
※相談からサービス開始までおおよそ２ケ月です。

【利用料】

- 福祉サービスの利用手続きの援助、金銭管理サービス
（1 時間あたり　1,100 円）
令和７年 10 月１日より（1 時間あたり　1,500 円）

- 書類など預かりサービス　（保管料１ケ月あたり　500 円）

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。

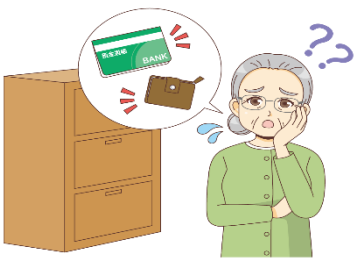

○家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして家計改善の生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行います。

また、家計に課題を抱える被保護世帯について、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、安定した家計管理へ円滑に移行することにより、保護脱却後の生活保護再受給の防止を目的としています。

【支援対象者】

① 生活困窮者

守谷市に居住している生活困窮者で、福祉事務所の生活保護担当者、または守谷市自立相談支援事業所の自立相談員によるアセスメントの結果、家計改善支援事業による支援が適当と認められた方。

② 被保護者

福祉事務所が、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが必要と認められる生活保護受給世帯の世帯員であり、本事業の参加を希望する方。

【内　容】

① 家計管理に関する支援
② 滞納（家賃，税金，公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
③ 債務整理に関する支援
④ 貸付の斡旋

５　ボランティアセンター

〇ボランティアセンター運営機能

　ボランティア活動の拠点として、いつでも・どこでも・だれでもボランティア活動に参加できるように、活動に関する情報や場所の紹介、相談等に対応します。

〇ボランティア団体活動助成・相談支援

　市内でふくしボランティア活動を行う５名以上の活動団体に対し、上限５万円までの運営費を助成し支援します。
詳しくはお問い合わせ下さい。

ボランティア育成事業の実施

〇ボランティア登録の推進

　ボランティア活動を始めようとする方へ、丁寧にサポートし活動を支援します。また、交流会や活動を通して仲間づくりを応援します。

〇ボランティア育成講座の開催

　新たにボランティア活動をするきっかけをつくります。

〇ボランティア講座

　各種ボランティア講座を実施しています。各講座実施時期が異なりますので、社協だよりやホームページで随時お知らせいたします。
また、出張講座のご希望がございましたらご相談下さい。

ボランティア活動支援

〇ボランティア活動保険

市内・外で活動しているボランティアを対象に、ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償するボランティア活動保険があります。

また、被災地でのボランティア活動では、予測できない事態も想定されますので、二次被害に備え,「天災・地震補償プラン」などもあります。

〇行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における主催者や参加者のけが、主催者の賠償責任を補償する保険です。

詳しくはお問い合わせ下さい。

ボランティアのニーズ把握・調査・推進

〇情報収集

地域で活動している団体、事業所等と連携し、地域のニーズについて情報を収集します。

〇活動希望者への情報提供・活動推進・斡旋

ボランティアをしてみたい内容に合わせ、活動場所の紹介や他の活動団体等の情報を提供し活動を推進しますので、お気軽にご相談下さい

〇市民活動支援センター及びもりや公益活動促進協会との連携

地域活動を支援する団体等と連携し活動を支援します。

〇小・中・高校等での福祉教育

小・中-・高校等で、福祉体験学習をボランティア・サークルの協力を得ながらサポートします。車いすや白杖（アイマスク）、インスタントシニア体験、手話や点字など・・・自治会・町内会や企業の社員教育などでも行いますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

〇福祉体験ボランティア募集中

市内の小学校福祉体験を実施する際に、職員と一緒に子どもたちをサポートしていただけるボランティアを募集しています。

〇善意銀行

誰もが地域のために**「何か少しでも役に立ちたい」**という温かい気持ちがあると思います。その**「何か？」**を金銭や物品でご協力いただき、その「善意」を地域の福祉事業や市内施設等の社会福祉に役立てられており、その「善意の橋渡し」を行っております。

地域活動への寄付や企業の社会貢献等のご相談もお受けいたします。

〇寄付金等の受払

・預託内容

①金銭預託

チャリティーバザーやイベントの収益の一部、企業や個人の善意の寄付などがあります。

②物品預託

活用できる福祉機器、使用済み切手やテレフォンカード、未使用のクオカードなどをお預かりし、善意の橋渡しをしています。

・預託方法

① 金銭預託方法には、市内の福祉事業を始め、福祉機器の購入や修繕、災害時に活用させていただく「一般預託」と寄付者の意向に基づき活用する「指定預託」があります。

② 車いすなどの預託は、福祉機器の状態を踏まえ、貸出用等として活用します。使用済み切手やテレフォンカード、未使用のクオカードは、日本キリスト教海外医療協会や茨城県社会福祉協議会に送付後、まとめて収集業者が換金し、途上国の子どもたちのワクチンなどに充てています。

〇預託金を活用した事業

・ボランテイア保険の一部助成
・車いすの定期的メンテナンス
・貸出用車両の整備
・福祉団体等への助成

〇災害対策準備品整備

災害時備品の定期的メンテナンス、必要備品の確認

〇善意銀行備品貸出（本会事業及び災害時は除く）

・テント、福祉車両（車いす用スロープ付き）、ハイエース車いす、射的、ストラックアウト、輪投げ、着ぐるみ

〇善意銀行運営委員会の開催

皆様からお預かりした善意の寄付金を地域福祉活動に使っていただくために、払出の管理・運営をします

○食の支援　フードバンク「きずなＢＯＸ」

社会的支援を必要とする人たち、食事提供をする団体や福祉施設などに食品を届ける活動をしている NPO 法人フードバンク茨城との地域連携活動として、公共の場所に「きずなＢＯＸ（食品収集箱）」を設置し、市民などからの食品のご協力をお願いしております。

守谷市社会福祉協議会では、フードバンク茨城と連携し、この活動の支援と生活困窮者世帯等へ１週間程度の食料品の現物援助を行っています。

【きずなＢＯＸ設置場所】

- **守谷市役所　１階市民ホール**
- **守谷市保健センター　入口**
- **守谷市文化会館　　入口**

【こんな食品が特に必要とされています】

缶詰・お米・レトルト食品・インスタント麺・うどん・そば・パスタ等の乾麺その他、いただきもの，つい買い過ぎてしまったもので、ご家庭に眠っている食品（いずれも常温保存可能,未開封で、**賞味期限が２ケ月以上**残っている食品）

【寄贈いただく食品に関するお願い】

*要冷蔵・冷凍品及び野菜・果物のような生鮮食品は，入れないでください。
*割れ易い容器の食品は、入れないでください。
*市販の精米・玄米以外の米類は、お問合せ下さい。

○ご不要になった入れ歯（貴金属）のリサイクル

守谷市社会福祉協議会では、ＮＰＯ法人日本入れ歯リサイクル協会事業へ協力し、入れ歯回収ボックスを設置し、**ご不要になった金属を含む入れ歯や絡まって使えなくなったネックレスや片方だけになったピアスなど貴金属**の回収を行っています。日本入れ歯リサイクル協会が回収し、精製、換金され、ユニセフを通じて世界の困窮している子どもたちや災害孤児の為に役立てられています。

【入れ歯回収ボックス設置場所】

- いきいきプラザ・げんき館（守谷市社会福祉協議会）１階ロビー
- 守谷市役所　１階市民ホール

【回収方法】

不要になった入れ歯を熱湯や洗浄剤で消毒し、回収ボックスに備付けの袋に入れてお出しください。

6　災害ボランティアセンター

〇職員による学習会の開催
　災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの活用
　定期的研修会、机上訓練の実施
〇実施訓練等の開催
　職員・市民向け机上訓練の実施
　災害時職員支援派遣
〇災害ボランティア登録の推進
　茨城県社協災害ボランティア登録者との連携
　守谷市社協災害ボランティア登録を推進し、登録いただいた方に災害ボランティア情報提供、災害ボランティアセンター設置訓練、ボランティア研修案内の最新情報をメールでお知らせします。
〇団体・企業・ボランティア・行政との連携
　災害時協定を締結し災害時に備えます。
〇茨城県災害ボランティア登録制度への協力
　茨城県社会福祉協議会が進める茨城県災害ボランティア登録への協力を周知します。

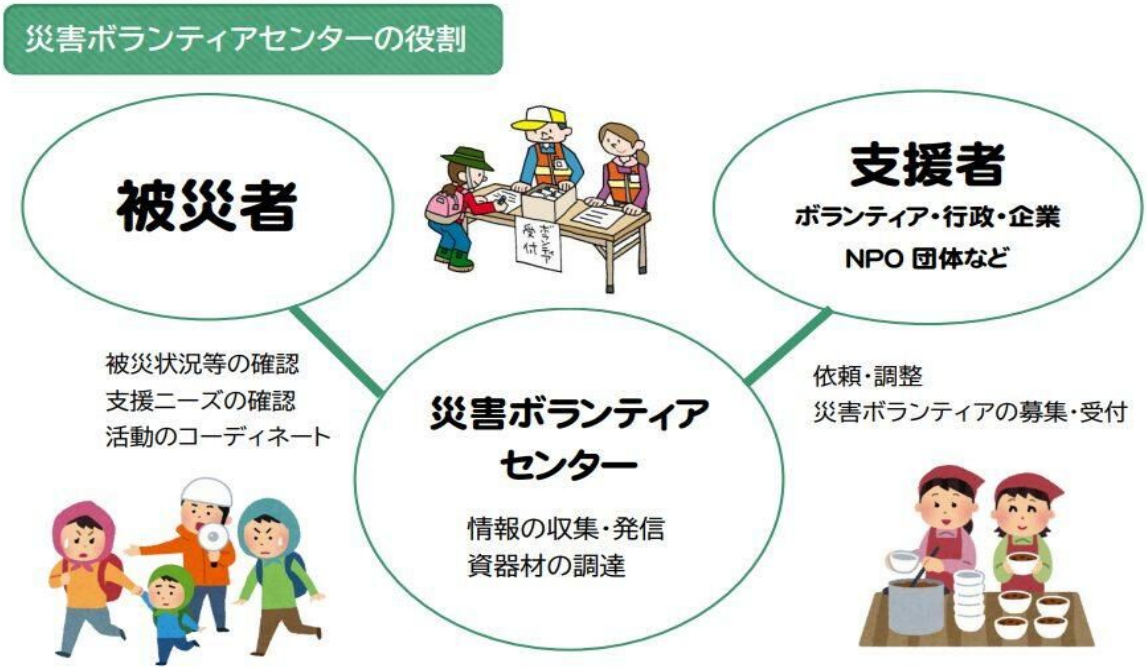

７　共同募金運動

共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）は、毎年１０月１日～１２月３１日の期間、多くの市民の皆さまによって支えられ、「じぶんの町を良くするしくみ。」として地域課題に取り組む事業や地域づくりに大きな役割を果たしております。守谷市社会福祉協議会は、茨城県共同募金会守谷市共同募金委員会として赤い羽根募金、歳末たすけあい募金、災害援助のための義援金活動などに協力しています。

（募金は期間外でもお預かりしますのでお問合せ下さい。）

○赤い羽根共同募金

毎年１回，全国一斉に募金を行うため，厚生労働大臣の告示によって，募金期間が決められています。守谷市においては，集まった募金を茨城県共同募金会へ送金し，県内市町村の募金とあわせ，ボランティアの育成や活動支援，高齢者や障がいのある方に対する在宅サービス，地域福祉の充実のために使用させていただいております。

運動強化期間：10月1日～10月31日

赤い羽根
共同募金

ボランティアによる
街頭募金

○交流事業への支援・協力・実施

- 地域交流事業　　小地域交流事業など
- 高齢者事業　　元気わくわくスポーツ大会など
- 障がい者事業　　買ってNet！バザールなど
- 子ども交流事業　　春・冬もぽかぽか事業など
- 住民支え合い活動　　ほほえみサービス事業など

〇卒業祝金贈呈（要申請）

ひり親家庭の小学校、中学校の卒業生と、生活保護家庭及び準要保護家庭の小学校、中学校卒業生に卒業祝金を贈呈します。
申請が必要ですので、社協の広報誌１月号でご確認ください。

〇福祉教育推進担当者（教職員）研修会の実施

小・中・高校福祉担当教職員を対象に福祉教育に関する研修会を開催します。

〇歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期、援助や支援を必要とする人たちが安心して暮らせるように、市内在住で、支援を必要としている世帯へお届けさせていただいております。

運動強化期間：１２月１日～１２月２８日

〇歳末たすけあい配分

□対象となる世帯・要件（※対象年齢は，年度末を基準とする）

① 満７５歳以上のひとり暮らし高齢者　**市民税非課税世帯の方**
② 満１９歳以上の障がい者（身体障害者手帳１・２級、または療育手帳Ⓐ・A，精神障がい者保健福祉手帳１・２級）**市民税非課税世帯の方**
③ 満１８歳以下で障がい児（身体障害者手帳１・２級、または療育手帳Ⓐ・A）
④ 保護者のいずれかもしくは、両親が交通事故等で亡くなられた１８歳（高校３年生）までの交通遺児
⑤ 準要保護（就学援助受給の中学生以下の生徒・児童）

※上記に該当する場合でも、**生活保護世帯のほか，施設入所や長期入院（３ケ月以上）などで在宅でない場合は、対象外となります。**

□申請方法

10 月発行の社協だより又はホームページにある申請書に記入の上、期日までに社会福祉協議会に申請となります。なお、配分対象となる世帯・要件は変更する場合もあります。くわしくは、お問合わせ下さい。

〇火災見舞金

家屋の半焼・全焼の状況により被災した世帯へお見舞金をお渡しします。

中央共同募金会のホームページ（http://hanett.akaihane.or.jp）では、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の使いみちを、全国の市町村ごとに一つひとつ紹介しています。
守谷市では、どのように募金が生かされているのか、是非ご覧ください。

○災害義援金

地震や風水害など国内で発生する大規模災害による被災者を支援するため「災害義援金」を募集しています。守谷市共同募金委員会に寄せられた義援金は、被災都道府県の「義援金配分委員会」（共同募金会・日本赤十字社・NHK・行政などで組織）で取りまとめ、現地の被災状況をもとに同委員会が公正に配分を行います。

8　地域課題解決に向けて・・・

○生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

生活支援体制整備事業とは、住民が住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らすことができるように、ともに支え合い・助け合い幸せに暮らす地域づくりを目指す事業です。

守谷市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーター・地区担当職員を先導役に、まちづくり協議会・支部社協組織等と連携し地域の課題解決に取り組みます。

【生活支援コーディネーターの活動】

① 見守り・支援体制をつくります
② 憩いの場づくりを支援します
③ 交流の場づくりを支援します
④ 情報共有の場を作ります
⑤ 高齢者等の社会参加体制を作ります

サロン・シルバークラブ・まちづくり協議会・民生委員・支部社協・地域の各種行事や地域のボランティア活動・地域貢献を希望する企業訪問等、多くの皆さんとの関係づくりに積極的に動いていきます。

〇地域課題の解決に向けて・・・

小地域福祉活動を通して地域の課題が見えてきました。

そこで、つぎの新規事業を取り組みます。

・ゆるやかネットもりや（仮称）

地域住民同士の緩やかなつながりの中の支え合い活動を推進し、地域とつながりのない方への見守りネットワーク構築を目指します。

・住民相互組織との連携

地域で活動している人、団体等と情報を共有し活動を支援します

９　地域福祉活動計画事業

地域福祉活動計画は、守谷で住み続け**「みんなでしあわせ」**になりたいとの思いを実現するために、平成２２年度から２カ年をかけ、市内を６地区に分け、市民のみなさんと協働し、その地区ごとの実情を話し合い、市民の活動計画「第１期守谷市地域福祉活動計画」（５カ年計画）を策定しました。そして、地域福祉活動計画実行員会を組織，，地域で暮らしていくうえでの課題解決に向けたさまざまな取り組みがされ，地域の輪が広がり、平成２９年度から第２期地域福祉活動計画に引き継がれ、各事業を展開してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大により計画された事業の中断が余儀なくされる中、現在は、実行委員会を母体とした各地区の「まちづくり協議会」に継承し、継続しての取り組みが必要との声やこれまでの活動状況を踏まえ、令和４年度からの第３期地域福祉活動計画で取り組むべき事項を検討し、計画に反映し策定しました。

これからも各地区でのさまざまな取り組みに市民のみなさんも**参加・参画**していただき、**「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」**の実現に向けて引き続き、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

第３期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（抜粋）

≪令和４年度～令和８年度≫

１　基本理念と基本目標

（１）基本理念

市民誰もが安心して幸せに暮らせるよう、市民や地域、各種団体、行政等が絆を大切に、支え合い・助け合いながら共に福祉を育むことができるまちづくりを推進することが大切になります。

このため、この計画の基本理念を次のとおりとします。

「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」

≪副題≫支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にするまち守谷～

（２）基本目標

基本理念の実現に向けて、３つの基本目標を掲げ，地域福祉を推進します。

基本目標１　支え合い助け合う地域づくり

≪目指す姿≫

地域の住民や団体が共に支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組み、絆を深め地域全体で支え合い助け合う思いやりのある地域を目指します。

基本施策１・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成
基本施策２・・支え合い活動の推進

基本目標２　生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

≪目指す姿≫

個人の心身の状態に合わせた生きがい活動や健康づくりに取り組み、健やかに暮らせる地域を目指します。

基本施策１・・健康寿命の延伸と介護予防の推進
基本施策２・・地域における生きがいづくりの推進
基本施策３・・市民の活動支援

基本目標３　安心して暮らせる地域づくり

≪目指す姿≫

日頃から地域の助け合いの中で防災・防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、さらには、擁護を必要とする人に対する支援体制の充実を図ることにより、安心安全に暮らせる地域を目指します。

基本施策１・・保健福祉サービスの充実
基本施策２・・保健福祉サービスの利用支援
基本施策３・・安全・安心な生活環境づくりの推進
基本施策４・・権利擁護の推進

○　６地区の地域福祉活動計画

１　地区の範囲

６地区の範囲

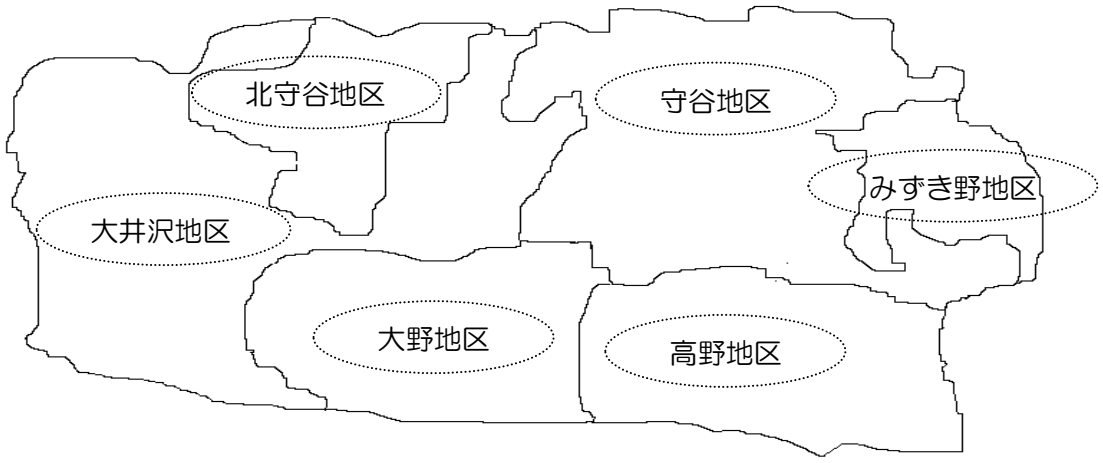

守谷地区	・・・	赤法花，小山，同地，本町，松並，松並青葉，中央，ひがし野，百合ケ丘
高野地区	・・・	乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ケ丘，美園
大野地区	・・・	大柏，野木崎，緑一丁目
大井沢地区	・・・	板戸井，大木，大山新田，立沢，緑二丁目
北守谷地区	・・・	久保ケ丘，御所ケ丘，松前台，薬師台
みずき野地区	・・・	みずき野

上記の６つの地区は、守谷市社会福祉協議会支部と同じ地域になっていることから、今後も連携して取り組んでいきます。

２　各地区別の「まちづくり協議会」の取組

（地区別地域福祉活動計画（市民計画））

各地区の「まちづくり協議会」では、現在，地域の特性を踏まえた地域づくりや地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいます。今回、本計画を策定するに当たり、守谷市社会福祉協議会と各地区の「まちづくり協議会」では、本計画の基本理念である「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を実現するために、各地区の「まちづくり協議会」で設定した基本理念及び活動のモットーに基づき，地区別地域福祉活動計画を策定しました。

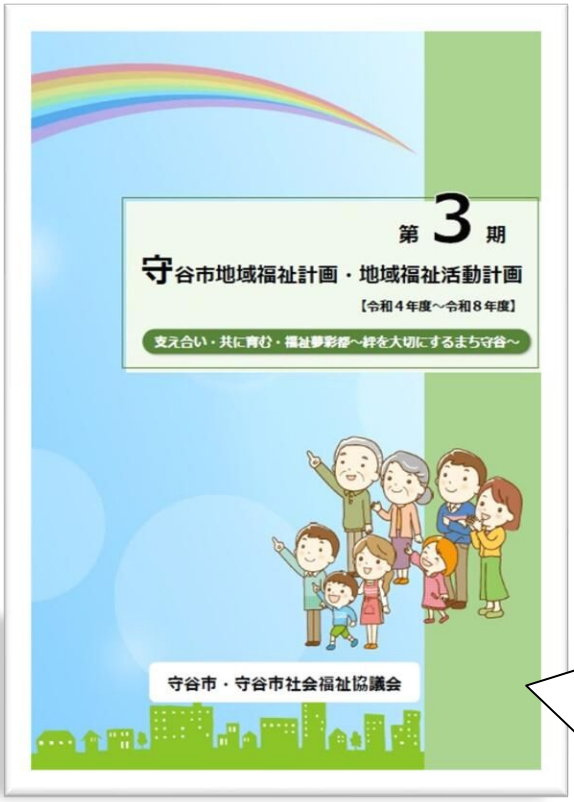

第３期守谷市地域福祉計画・地域活動計画の詳細は、守谷市社会福祉協議会ホームページで閲覧できます。

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会
令和７年４月